

【情報館】●特にごわりのないものは12月1日(月)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

お知らせ

介護予防支援のための「基本チェックリスト」の送付

対象 介護認定を受けていない65歳以上の▼11月生まれの方12月12日(金)発送)▼12月生まれの方(1月16日(金)発送)

後期高齢者医療制度人間ドック検診料助成

対象 次のすべてを満たす方
▼受診日に埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者で、市内に住所を有する方

▼年度内に他の制度で人間ドック検診料の助成を受けていない方
▼保険料を滞納していない方
受診医療機関 市民医療センター

検診料	17,314円
助成額	11,000円
自己負担額	6,314円

検診料	36,750円
助成額	16,000円
自己負担額	20,750円

◎受診当日に自己負担額をお支払いください。

◎助成は年度内に1回のみです。また、別途追加料金で、肺がん、乳がん、子宮がん検診等のオプション検診が受診できます。

申し込み 市民医療センター(☎2998-2008) / 人間ドック受付専用)へ電話

問い合わせ ▼検診料助成について: 福祉総務課(☎2998-9113・FAX2998-1147) ▼検診内容について: 市民医療センター(☎2998-2008)・FAX2998-2078

実施日 毎週水・金曜日 / 小児夜間診療後の午後10時30分〜翌日

助成額と自己負担額

の午前8時30分

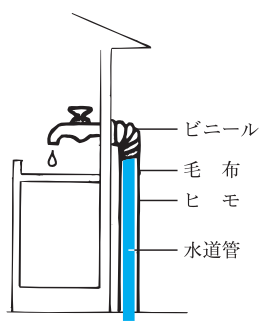
対象 市民医療センター
中学生までの小児

◎翌日まで待てない状態などの緊急の場合のみ利用できます。

問い合わせ 市民医療センター(☎2992-1151・FAX2998-5941)

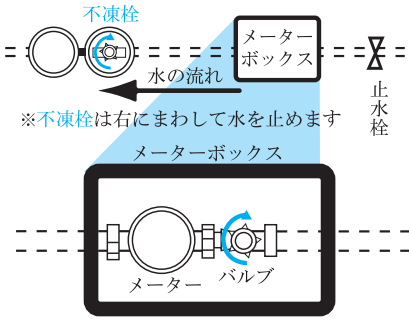
水道管にも冬じたくを!

水道管にも防寒を...
冬になると、水道管の凍結で水の出が悪くなることや管が破裂することが多くなります。



長い間留守にする方は...

水道管の破裂を防止するために、不凍栓またはメーターボックス内のバルブを閉めてください。



水道管が破裂してしまったら...

不凍栓またはメーターボックス内のバルブを閉め、水を止めてから左記へ連絡してください。

所沢市管工事協同組合(☎2922-6185)
水道部給水課(☎2921-1100)

固定資産税の課税に関するお知らせ

住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ

平成21年1月1日(賦課期日)において住宅を建て替え中(未完成)の土地で、次のすべての要件を満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。

- 平成20年1月1日に住宅があったこと(住宅用地であったこと)
- 平成21年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
- 平成21年12月31日までに住宅が完成すること
- 原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
- 原則として、平成20年1月1日と21年1月1日の土地所有者が同じであること(共有となっても可)

◎原則として、平成20年1月1日と21年1月1日の住宅所有者が同じであること(共有となっても可)

土地の利用状況が変わると課税額が変わることがあります

住宅を壊して駐車場にしたり駐車場だったところに住宅を建てたりすると、地目や税額が変わることがあります。固定資産税の評価上の地目は、賦課期日(1月1日)の利用状況により決まります。

固定資産の調査にご協力を

土地調査 土地の分筆、合筆等に伴い利用状況が変更された土地等については、固定資産税の評価額算定のために行う調査
家屋調査 平成20年中に新築・増築された家屋について、固定資産税の評価額算定のために行う調査

998-9213・FAX2998-9408

電子証明書の取得はお早めに

例年1〜3月は、インターネットを使った、国税の電子申告(e-Tax)や住民票の写し、印鑑証明書等の予約の際に必要な電子証明書を取得する方が増え、大変込み合います。取得予定のある方は、早めに手続きをお願いします。

問い合わせ 市民課(☎2998-9087・FAX2998-9061)

市税の夜間・休日納税窓口

とき ▼夜間: 12月1日(月)、24日(水)26日(金)、1月5日(月) / いずれも午後5時〜8時
休日: 12月21日(日) / 午前8時30分〜午後5時

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

調査。(家屋の取り壊しをされた方はご連絡ください)
◎調査には「固定資産評価補助員証」を携行した市職員が伺います。
■平成21年度償却資産(事業用資産)の申告
固定資産税は、償却資産も課税の対象となります。市内で事業をされている方は、平成21年1月1日現在所有している償却資産について申告書を作成のうえ、提出してください(郵送可)。

12月22日(月)までに申告書が届かない場合はご連絡ください。
また、法定申告期限は1月末日(土・日曜日、祝休日の場合はその翌日)となっておりますが、事務処理の都合上、1月20日(火)までの申告にご協力ください。

申告・問い合わせ

市役所2階資産課(〒359-8501並木1-1-1 / ☎2998-9068・FAX2998-9406)

事業所税等

市役所2階収税課
問い合わせ 収税課(☎2998-9073・FAX2998-9406)

国民健康保険税の夜間納税窓口

とき 12月25日(木)〜26日(金) / いずれも午後5時〜8時
ところ 市役所1階国民年金課
問い合わせ 国民年金課(☎2998-9131・FAX2998-9061)

平成21年度 個人住民税の主な変更点

個人住民税の寄附金税制の拡充

平成20年中の都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5千円を超える額について、個人住民税所得割のおおむね1割を上限として、所得税と合わせて控除されます(個人住民税は、税額控除方式で軽減)。

軽減額の例

妻と子ども2人(うち1人は特定扶養)を扶養している給与所得者の方が、3万円寄附した場合の所得税と住民税を合わせた軽減額の例は▶年収500万円の方...17,400円軽減▶年収700万円の方...25,000円軽減▶年収1,000万円の方...25,000円軽減です。

申告方法 この寄附金控除を受けるためには、都道府県・市区町村が発行する領収書等を添付して、税務署に確定申告または市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります(所得税の確定申告を行う方は、住民税の申告は不要)。

申告期限 毎年3月15日(平成21年は3月16日(月))

公的年金からの特別徴収制度の創設

年金受給者の方の納税に対する利便性の向上と、市区町村の徴収事務の効率化を目的として、平成21年10月から公的年金からの特別徴収制度が始まります。

問い合わせ 市民税課(☎2998-9064・FAX2998-9409)

水道部給水課

☎2921-1100

下水道排水設備指定工事店

指定 (有)齋藤水道工業(入間市上藤沢624-37 / ☎04-2962-6424)
店名変更 (株)小高設備(旧店名: 小高設備)
問い合わせ 下水道総務課(☎2921-1100)

市税の内訳

市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税

12月1日(月)は
■国民健康保険税(第5期)
12月25日(木)は
■固定資産税・都市計画税(第3期)

の納期限です

▶納期内納付にご協力ください。
▶口座振替をご利用ください。
▶ゆうちょ銀行・郵便局からも納付できます(納期限内に限る)。